

行 動 計 画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間

2. 内 容

目標1 育児・介護休業法に基く育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基く育児休業給付、労働基準法に基く産前産後休業など諸制度の周知・啓発。

〈対策〉 ・社内イントラネットを活用し、現行法に基づく諸制度に関する情報等を周知する。
・希望者に対して個別に総務部総務課で相談等に対応する。

目標2 所定外労働時間を削減し、実労働時間の短縮を図る。

〈対策〉 ・管理職、現場責任者を対象に所定外労働削減の意識啓蒙活動。
・所定外労働時間の原因分析を行い、削減対策の実施に繋げる。

以 上